

## 令和6年定例会 提出議案件名一覧表(6月3日上程分)

議案第91号	令和6年度三重県一般会計補正予算(第1号)
議案第92号	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第93号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第94号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
議案第95号	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第96号	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第97号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第98号	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第99号	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
議案第100号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第101号	三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案
議案第102号	国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
議案第103号	工事請負契約について(漁業調査船「あさま」の代船建造工事)
議案第104号	工事請負契約の変更について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P3橋脚))
議案第105号	財産の取得について
議案第106号	新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について
議案第107号	特定事業契約の変更について



## 令和6年定例会6月定例会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2	1		1				
継続分								
計	2	1		1				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
医療保健子ども福祉病院	請 19	現行健康保険証の存続期間の延期を求めることについて	津市栄町1-891 三重県勤労福祉会館内 三重退職者連合 会長 野田 穂積	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 稲森 稔尚 小島 智子	採択	
医療保健子ども福祉病院	請 20	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて	津市柳山津興 1548 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	吉田 紋華 稲森 稔尚	不採択	



令和6年定例会6月定例会会議 意見書案一覧表

令和6年6月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

- 意見書案第7号 健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案
- 意見書案第8号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書案

○議員発議

- 意見書案第9号 地方財政の充実及び強化を求める意見書案
- 意見書案第10号 北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見書案
- 意見書案第11号 合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書案
- 意見書案第12号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案



意見書案第7号

健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月19日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 石 田 成 生





## 健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案

マイナンバーカードに保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行しないことが決まった。

しかし、マイナンバーカードをめぐる問題は問題が続出している。とりわけマイナンバーカードの健康保険証利用に関しては、他人の情報がマイナンバーカードに誤ってひもづけられていたケースが判明するなど、国民の健康及び生命に重大な影響を及ぼすおそれのある問題が顕在化している。

さらに、認知症高齢者、障がい者等の中には、家族等の手助けがなくてはマイナンバーカードの申請・取得ができない方がいるなど、デジタル弱者への対応が不十分なままとなっている。マイナンバーカードの暗証番号管理、更新時の手続等は、デジタル弱者本人のみならず、その家族及び介護施設の職員に大きな負担を強いることになる。

よって、本県議会は、国に対し、国民の不安を解消し、デジタル弱者への対応が十分になされるまで、現行の健康保険証の存続期間を延長するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

意見書案第8号

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月19日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 石 田 成 生



## 訪問介護の基本報酬をはじめとした 介護報酬の引上げを求める意見書案

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の訪問介護の基本報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅するおそれがある。

既に令和5年の訪問介護事業所の倒産件数は、67件と過去最多を更新しているが、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねない。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されることから、厚生労働省が理由とすることが合理的なものか実態の調査が必要である。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と高水準である。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回っており、今回の訪問介護の基本報酬の引下げにより人手不足に一層の拍車がかかることが懸念される。

よって、本県議会は、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣





意見書案第9号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月21日

提出者

荊原広樹

龍神啓介

辻内裕也

吉田紋華

芳野正英

中瀬信之

石垣智矢

山内道明

稲森稔尚

小島智子

村林 聡

長田隆尚



## 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護等の社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進等、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

一方で、地方公務員等公共サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保することとしてきた。

しかし、行政需要が増大する一方、人員体制が不足する現状に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、本県議会は、令和7年度の政府予算及び地方財政措置の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の

財源偏在性の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、より抜本的な改善を行うこと。

- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなど、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要に対して不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としての位置づけをより明確にすること。また、その一部において導入されている行政改革の努力及び取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善及び雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分に当たっては、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費から移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。なお、DX化に伴い、地方公共団体においてシステム改修及び事務負担の増大が想定される際には、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位

置付け、一層の施策充実を図ること。

- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

内閣府特命担当大臣（若者活躍）

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

意見書案第10号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月21日

提 出 者

荊 原 広 樹

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

川 口 円

中 瀬 信 之

石 垣 智 矢

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

村 林 聡

長 田 隆 尚

中 森 博 文





## 北朝鮮による拉致被害者の早急な 全員即時一括帰国を求める意見書案

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。しかし、北朝鮮は拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けていることから、拉致問題はいまだ解決に至っていない。

こうした中、今年2月に、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（以下「家族会」という。）及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会は、「親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国が実現するなら、我が国が人道支援を行うことと、我が国がかけている独自制裁を解除することに反対しない」との新しい運動方針を決定した。

また、今年4月29日から5月3日まで、拉致被害者家族等で訪米し、米国の政府、議会、専門家等に対して新しい運動方針の説明を行った。さらに、5月10日に、この米国訪問の報告を岸田内閣総理大臣に行ったとき、岸田内閣総理大臣からは「米国の理解と協力を得ながら北朝鮮への働きかけに一層力を入れていきたい。」との発言があったところである。

一方、拉致被害者自身及びその家族の高齢化が進んでおり、特に家族会の親世代のメンバーは現在わずか二人となってしまったことから、拉致問題はもはや一刻の猶予もない状況に置かれている。そして、長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。そのため、北朝鮮による拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むことを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

拉致問題担当大臣



意見書案第11号

合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書  
案

上記提出する。

令和6年6月21日

提 出 者

荊 原 広 樹

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

稲 森 稔 尚

小 島 智 子



## 合成香料に起因する健康被害（香害）対策の 推進を求める意見書案

近年、合成洗剤、柔軟剤、芳香剤等に使用されている合成香料に起因する頭痛、吐き気等の健康被害（以下「香害」という。）を訴える人々が増加している。自分自身が使用しなくても、他者が使用するものに反応し、学校、職場等に行くことが困難になるなど、香害により日常生活に支障をきたす状況は、当事者にとって耐え難いものであり、社会全体で解決していく必要がある。

香害については、どのように微量の化学物質が関与しているのか、どのような体内の変化が症状を引き起こすのかなど、メカニズムに未解明な部分が現時点で多く、病態の解明に関する研究が進められているところである。

また、香りの強さの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がおり、周囲への配慮が必要であることから、令和3年8月に、厚生労働省を含む5省庁連名で香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、周知啓発に取り組んでいるところである。

しかし、こうした取組は始まったばかりであり、香害に苦しむ人をこれ以上増やさないよう、対策を早急に講じていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項を推進するよう強く求める。

### 記

- 1 香害の実態調査を行い、科学的な知見の収集に努めるとともに、香害のメカニズムの解明に関する研究を積極的に促進すること。
- 2 消費者に分かりやすい香料の成分表示を促進すること。
- 3 香害により日常生活に支障をきたす人々への社会における理解が未だ十分に進んでいる状況ではないことから、香害についてより一層の周知啓発に努めること。
- 4 香害の相談を受け入れる体制整備を推進すること。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義



(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官



意見書案第12号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月21日

提出者

荊原 広樹

龍神 啓介

辻内 裕也

吉田 紋華

芳野 正英

中瀬 信之

石垣 智矢

山内 道明

稲森 稔尚

小島 智子

村林 聡

長田 隆尚



## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案

今日、社会の高齢化に比例して、難聴者も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つとされており、日常生活を不便にし、人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立につながるものが懸念される。

この難聴対策として、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器及び骨導聴力を活用する骨導補聴器の2種類が主に用いられてきた。

近年、これらの補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いた聴覚補助器具が開発され、従来の気導補聴器又は骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない者及び装用そのものが難しい者に対して新たな選択肢となっている。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、認知症の予防とともに、難聴者の積極的な社会参画を実現することが必要である。

よって、本県議会は、国に対して、下記の事項について取り組まれることを強く求める。

### 記

- 1 難聴に悩む高齢者等が、医師又は専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 難聴者と円滑にコミュニケーションが取れる社会の構築を目指し、公的窓口等を持つ行政機関等に、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会及び福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会、場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

共生社会担当大臣





令和6年定例会6月定例会会議 決議案一覧表

令和6年6月

[決議案]

○議員発議

決議案第1号 第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案



決議案第 1 号

第 89 回国民スポーツ大会及び第 34 回全国障害者スポーツ大会の  
招致に関する決議案

上記提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

提 出 者

荊 原 広 樹

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

石 垣 智 矢

山 内 道 明

小 島 智 子

村 林 聡

長 田 隆 尚



## 第 89 回国民スポーツ大会及び第 34 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会は、「する人」が目指すだけでなく、「みる人」「支える人」を含め、全ての人にとってスポーツの楽しさ及び素晴らしさを実感できる場として親しまれている。開催中はもちろん、開催前からも、教育の場において他都道府県について興味関心を持つことにつながり、様々な業種が関わることで地域経済が活発に動くという効果も見て取れる。さらに、開催後も、スポーツを「する人」「みる人」「支える人」の枠を越え、様々な交流が生まれ継続している。

一方、国民スポーツ大会については、財政負担及び人的負担の重さ、施設整備に関する課題、開催の方法等について、見直しの声が全国知事会でも多く上がっている。こういった声を受け、自治体の負担軽減も見据え、日本スポーツ協会においても、聖域を設けず、今までの形にとらわれることなく国民スポーツ大会の在り方について議論していくこととなった。また、本県においても県民から様々な声が上がっており、今後、本県議会においても議論が必要である。

本県においては、令和 3 年に「ときめいて人 かがやいて未来」をスローガンに、第 76 回国民体育大会及び第 21 回全国障害者スポーツ大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、断腸の思いで中止した経緯がある。

再び国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を本県に招致することは、本県のスポーツの更なる振興、県民の郷土への愛着、地域の絆づくり及び共生社会の実現のためにも極めて意義深い。

また、本県の多様で豊かな自然、歴史及び文化を全国に発信することができる絶好の機会となり、県内観光の活性化はもちろん、産業の成長及び発展につながるものである。

よって、本県議会は、令和 17 年の第 89 回国民スポーツ大会（本大会）及び第 34 回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

令和6年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)																				
区 分	件 名	概 要																		
◎その他議案 (2件)  総務部	<p>【議案第 108 号】 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第 109 号】 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 2件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第39条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">伊 勢 市 <span style="float: right;">村 田 典 子</span></p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">愛知県名古屋市 <span style="float: right;">松 本 未 希 子</span></p>	予 算	- 件	}	議案 2件	条 例	- 件	その他議案	2件	認 定	- 件	報 告	- 件	提 出	- 件	計	2件		
予 算	- 件	}	議案 2件																	
条 例	- 件																			
その他議案	2件																			
認 定	- 件																			
報 告	- 件																			
提 出	- 件																			
計	2件																			





## 議員派遣一覧表

## 1 第18回紀伊半島三県議会交流会議

## (1) 派遣目的

「第18回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 三重県多気郡明和町

(3) 派遣期間 令和6年7月31日(水) 1日間

(4) 派遣議員 松浦 慶子 議員 中瀬 信之 議員  
中瀬古初美 議員 谷川 孝栄 議員  
東 豊 議員 中森 博文 議員  
西場 信行 議員



## 6月28日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・決議案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1 議案第91号から議案第107号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件  
〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第7号から意見書案第12号まで  
〔討論、採決〕

日程第4 決議案第1号  
〔討論、採決〕

日程第5 議案第108号及び議案第109号  
〔提案説明、採決〕

日程第6 議員派遣の件

休会の件

散 会

---

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議



## 令和6年定例会日程(案)

月	日	曜	日 程	備 考
9月	10日	火	休 会	議会運営委員会
	11日	水	休 会	
	12日	木	休 会	
	13日	金	休 会	
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	(敬老の日)	
	17日	火	本会議 議案上程(9月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	18日	水	休 会	
	19日	木	休 会	
	20日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	21日	土		
	22日	日	(秋分の日)	
	23日	月	(振替休日)	
	24日	火	休 会	
	25日	水	本会議 一般質問	
	26日	木	休 会	
	27日	金	本会議 一般質問	
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	休 会	
10月	1日	火	本会議 一般質問	
	2日	水	委員会 予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	3日	木	休 会 全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	4日	金	委員会 付託議案審査[政策企画 <b>雇用経済観光</b> 、防災 <b>県土整備企業、医療保健子ども福祉病院</b> の各常任委員会・分科会]	
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	委員会 付託議案審査[総務 <b>地域連携交通</b> 、環境生活 <b>農林水産</b> 、 <b>教育警察</b> の各常任委員会・分科会]	
	8日	火	委員会 付託議案審査[ <b>政策企画</b> 雇用経済 <b>観光</b> 、防災 <b>県土整備企業、医療保健子ども福祉病院</b> の各常任委員会・分科会]	
	9日	水	委員会 付託議案審査[ <b>総務</b> 地域連携 <b>交通</b> 、 <b>環境生活</b> 農林水産、 <b>教育警察</b> の各常任委員会・分科会]	
	10日	木	休 会 (常任委員会予備日)	
	11日	金	休 会 (委員会等予備日)	
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	(スポーツの日)	
	15日	火	本会議 代表質問 予算決算常任委員会(採決)	
	16日	水	休 会	
	17日	木	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	18日	金	本会議 採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	休 会	
	22日	火	休 会	
	23日	水	委員会 全員協議会(定期監査結果、内部統制) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	24日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	25日	金	休 会	
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	休 会	
	29日	火	休 会	
	30日	水	委員会 予算決算常任委員会(決算総括質疑)	
	31日	木	委員会 予算決算常任委員会分科会[政策企画 <b>雇用経済観光</b> 、 <b>防災県土整備企業</b> 、 <b>教育警察</b> ]	

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	金	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携交通、 環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕	
	2日	土		
	3日	日	(文化の日)	
	4日	月	(振替休日)	
	5日	火	休 会 (委員会等予備日)	
	6日	水	休 会	
	7日	木	休 会	代表者会議
	8日	金	休 会	
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	休 会	
	12日	火	休 会	
	13日	水	休 会	
	14日	木	休 会	
	15日	金	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	休 会	
	19日	火	休 会	
	20日	水	休 会	
	21日	木	本会議 採決 議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	金	休 会	
	23日	土	(勤労感謝の日)	
	24日	日		
	25日	月	休 会	
	26日	火	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	27日	水	休 会	
	28日	木	本会議 一般質問	
	29日	金	休 会	
	30日	土		
12月	1日	日		
	2日	月	本会議 一般質問	
	3日	火	休 会	
	4日	水	本会議 一般質問	
	5日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	6日	金	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	委員会 付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	10日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携交通、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	11日	水	委員会 付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	木	委員会 付託議案審査〔総務地域連携交通、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	休 会 (委員会等予備日)	
	17日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	18日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	19日	木	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月17日(火) 午後5時
- ・ 11月21日(木) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・ 6月29日(土)～9月16日(月)
- ・ 10月19日(土)～11月20日(水)

令和6年7月～令和7年6月 年間議事予定

令和6年6月27日現在

日	令和6年7月	8月	9月	10月	11月	12月	日	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	日										
1	月	木	日	火	一般質問	金	総地・環農・医子 分科会(決算)	日	水(元日)	土	土	火	木	日	1									
2	火	金	月	水	予決(企業会計) (予決総括質疑)	土		月	一般質問	日	日	水	金	月	2									
3	水	県内調査(教育)	土	火	代表者会議	木	全協(展開方針・予 算方針)	日	(文化の日)	火	月	代表者会議	月	一般質問	木	土(憲法記念日)	火	議案上程	3					
4	木	県内調査(教育)	日	水	県外調査	金	政雇・防農・医子 常任委・分科会	月	(振替休日)	水	一般質問	4	土	火	追加議案上程	金	日(みどりの日)	水		4				
5	金	月	木	県外調査	土		(委員会等予備日)	火	予決(当初予算要 求状況)	木	5	日	水	水	土	月	(こどもの日)	木		5				
6	土	火	金	県外調査	日			水	予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	金	6	月	木	木	一般質問・質疑	日	火	(振替休日)	金	議案質疑	6			
7	日	水	土		月	総地・環農・教警 常任委・分科会	木	代表者会議	土		7	火	金	金	予決(総括質疑)	月	水		土		7			
8	月	木	日		火	政雇・防農・医子 常任委・分科会	金		日		8	水	土	土		火	木		日		8			
9	火	金	月		水	総地・環農・教警 常任委・分科会	土		月	政雇・環農・医子 常任委・分科会	9	木	日	日		水	金	代表者会議・議運	月		9			
10	水	予決(県政レポート)	土	火	議運	木	(常任委員会予備日)	日		火	総地・防農・教警 常任委・分科会	10	金	月	議運	月	常任委・分科会	木		土		火	一般質問	10
11	木	日(山の日)	水		金	(委員会等予備日)	月		水	政雇・環農・医子 常任委・分科会	11	土	火	(建国記念の日)	火	常任委・分科会	金	日		水		11		
12	金	月(振替休日)	木		土		火		木	総地・防農・教警 常任委・分科会	12	日	水	全協(当初予算)	水	常任委・分科会	土	月		木	一般質問	12		
13	土	火	金		日		水		金	(常任委員会予備日)	13	月	(成人の日)	木		木	常任委・分科会	日	火	代表者会議	金		13	
14	日	水	土		月	(スポーツの日)	木		土		14	火	金	金	(常任委員会予備日)	月	水	代表者会議	土		14			
15	月	(海の日)	木	日	火	代表質問 予決(採決)	金	予決(採決) 議運	日		15	水	土	土		火	木	代表者会議・議運	日		15			
16	火	金	月	(敬老の日)	水		土		月	(委員会等予備日)	16	木	日	日		水	金	役員改選	月	一般質問	16			
17	水	県内調査	土	火	議案上程	木	代表者会議・議運	日		火	予決(採決)	17	金	月	議案上程	月	(委員会等予備日)	木		土		火	(予決総括質疑)	17
18	木	県内調査	日	水		金	採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	月		水	代表者会議・議運	18	土	火	議案聴取会	火	予決(採決)	金	日		水	常任委・分科会	18	
19	金	県内調査	月	木		土		火		木	閉会(採決)	19	日	水		水	代表者会議・議運	土	月		木	常任委・分科会	19	
20	土	火	金	議案質疑	日		水		金		20	月	開会	木		木	(春分の日)	日	火		金	常任委・分科会	20	
21	日	水	みえ高校生県議会	土		月		木	採決・議案上程	土		21	火	金		金	採決	月		水	代表者会議	土		21
22	月	木	日	(秋分の日)	火		金		日		22	水	土	土		火	木	常任委(所管説明)	日		22			
23	火	県内調査	金	月	(振替休日)	水	全協(監査結果・内部統制) 予決(当初予算の考え方)	土	(勤労感謝の日)	月		23	木	日	(天皇誕生日)	日	水	金	常任委(所管説明)	月	常任委・分科会	23		
24	水	県内調査	土	火		木	予決(当初予算の考え方)	日		火		24	金	月	(振替休日)	月	木	土		火	(常任委員会予備日)	24		
25	木	県内調査	日	水	一般質問	金		月		水		25	土	火	代表質問・質疑	火	金	日		水	(委員会等予備日)	25		
26	金	月	木		土		火	議案質疑	木		26	日	水	水		土	月	常任委(所管説明)	木	予決(採決)	26			
27	土	火	県外調査	金	一般質問	日		水		金		27	月	木	一般質問	木	日	火	議運	金	代表者会議・議運	27		
28	日	水	県外調査	土		月		木	一般質問	土		28	火	金		金	月	水		土		28		
29	月	木	県外調査	日		火		金		日		29	水			土	火	(昭和の日)	木	特別委(活動計画)	日		29	
30	火	金	月		水	予決(決算総括質疑)	土		月		30	木		日		水	金	月	採決	30				
31	水	土			木	政雇・防農・教警 分科会(決算)		火		金		31	金			月	議案上程・採決	土		31				

55

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

(注) 令和6年6月27日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。





## 電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が予想され、政府から「電力需給ひっ迫注意報」等が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において以下の2段階の対応を行います。

### 1 第1段階

#### (1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫注意報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に注意報が発令されます。

#### (2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃上げます。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃下げます。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。
- ⑤ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

### 2 第2段階

#### (1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫警報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に警報が発令されます。

#### (2) 県の対応

- ① 可能な限り空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

### 3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。



## 電力需給ひっ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

### 1 第1段階（電力需給ひっ迫注意報発令）となった場合

#### 【本会議】

- ① 照明を1/2～2/3程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、夏季の場合は1℃上げ、冬季の場合は1℃下げる。

#### 【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、夏季の場合は1℃上げ、冬季の場合は1℃下げる。

### 2 第2段階（電力需給ひっ迫警報発令）となった場合

#### 【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

#### 【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。